

議第55号

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例

京都市創業支援工場条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「144,000」を「148,110」に, 「216,000」を「222,170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市創業支援工場条例の規定は, 平成26年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し, 同日前の使用に係る使用料については, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い, 使用料の適正化を図る必要があるので提案する。